

令和8年度長崎県高次脳機能障害支援養成研修会 ～相談支援専門員対象研修会～ 開催要領

本研修は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において新設された「高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）」及び「高次脳機能障害者支援体制加算」の算定要件となる研修です。

1 目的

高次脳機能障害についての知識を得ることやその障害特性を理解することで、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できるとともに、他の従事者等に対して支援方法を伝達できる相談支援事業所に従事する相談支援専門員等を養成することを目的とする。

2 主催

長崎県

3 受講対象者と定員について

定員：36名程度

対象者：下記①及び②の両方を満たすもの

① 長崎県内の相談支援事業所に従事する相談支援専門員

② 全てのカリキュラムについて受講が可能な者

指定動画の視聴、確認テストの提出、ならびに集合研修のすべてのカリキュラムを受講していただく必要があります。

4 研修方法

① オンデマンド受講 視聴期間：令和8年8月17日(月)～令和8年9月30日(水)まで

※指定する16講義(約7時間)を計画的に視聴し、確認テストの提出をすること。

※確認テスト提出期間：令和8年8月17日(月)～令和8年9月14日(月)

全33問 FormsURLから回答

② 演習(集合形式)

1日目：令和8年10月1日(木) 2日目：令和8年10月2日(金)

5 会場

諫早商工会議所

住所：〒854-0016 諫早市高城町5-10

6 研修内容 別添カリキュラムのとおり

7 受講料 無料

8 受講申し込み

申し込みフォーム(8月7日(金) 申し込み締め切り)
(URL) <https://forms.office.com/r/DXMUGfIacV>



- ・申込みは所属する事業所の管理者が行ってください。
- ・申込みフォームから、期日までにお申込みください。(必着)
- ・同事業所からの申し込みは原則1名とさせていただきます。
- ・申し込みの際にご入力いただいた情報は、修了証書作成に使用いたしますので、誤字脱字の無いようにご注意ください。
- ・受講決定後の受講者変更については対応できかねますのでご了承ください。

9 受講者の決定

- ・申込多数の場合は、主催者が選定の上決定いたします。
- ・県全体の相談体制の均てん化を図る観点から、修了者が少ない地域の相談支援事業所を優先します。

10 受講に関する連絡

- ・受講の可否は、申込締め切り後から14日以内に実施主体から管理者へメールにて通知いたします。メールが届かない場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

11 名簿の管理

- ・研修修了者名簿については、長崎県で管理し、高次脳機能障害のある方への相談対応及び地域の体制整備のために、事業所所在地の市町及び管轄地域の県立保健所へ情報提供を行います。

12 その他の留意点

- ・遅刻・途中退席等があった場合は、原則として修了者と認めることはできません。
- ・研修動画URL及び資料の共有、また研修中の録画・録音・撮影、資料の複製・二次利用などはすべて禁止とさせていただきます。
- ・相談支援専門員以外の方は、多職種対象研修会へお申し込みください。詳細はHP「長崎県高次脳機能障害支援センター 各種研修会」に掲載しています。

13 お問い合わせ先

(研修会に関すること)

長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター(長崎県高次脳機能障害支援センター)

担当:精神保健福祉課 脇屋、鷹取

電話(095)844-5515 FAX(095)844-1849